

2016年10月1日以降に満期を迎える
新積立傷害保険のご契約者様

東京海上日動火災保険株式会社

新積立傷害保険（ファイン・積立交通傷害保険）販売停止のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素よりお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

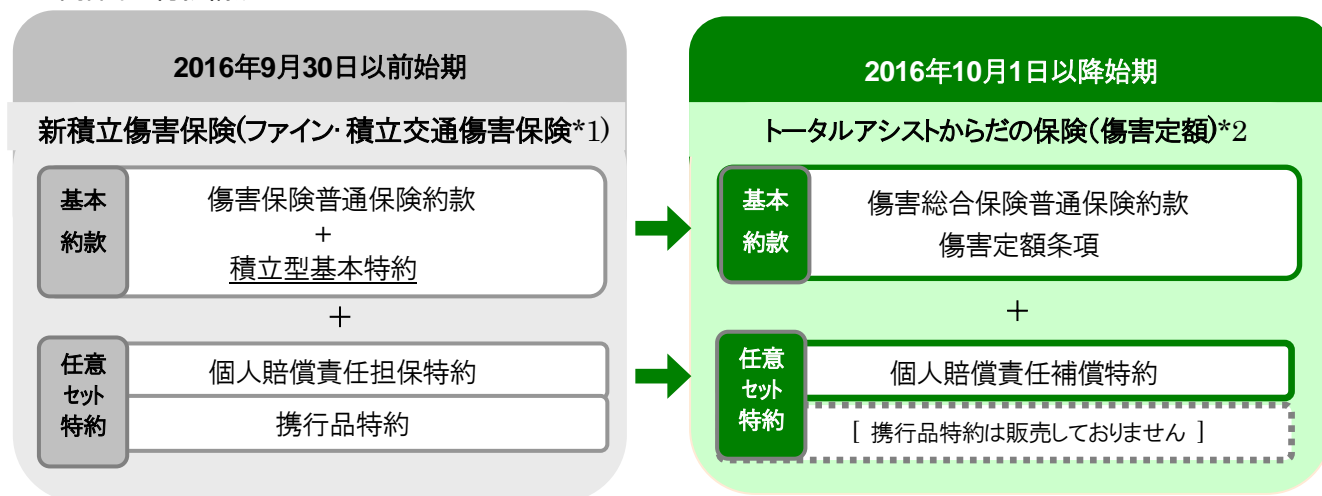
さて、ご契約いただいております新積立傷害保険（ファイン・積立交通傷害保険）は、2016年2月の日銀によるマイナス金利政策導入後、市場金利は低下状況にあることを踏まえ、2016年9月30日始期契約分をもちまして販売を終了いたします。更新契約につきましては、下記のとおりトータルアシストからだの保険（傷害定額）をご案内させていただきます。

ご不明点等ございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。
敬具

記

- 2016年9月30日始期契約をもちまして、新積立傷害保険（ファイン・積立交通傷害保険）は販売停止となります。2016年10月1日以降始期契約よりトータルアシストからだの保険（傷害定額）をご案内させていただきます。

<商品名・約款構成>



*1 積立交通傷害保険には「交通傷害危険のみ担保特約」がセットされます。

*2 交通事故等によるケガの補償に限定したプランには「交通事故傷害危険のみ補償特約」がセットされます。

- 上記1. に伴う、主な変更点は下表のとおりです。

以下、新積立傷害保険（ファイン・積立交通傷害保険）は積立傷害保険、トータルアシストからだの保険（傷害定額）はからだの保険といえます。

変更項目	概要
保険のタイプ	積立傷害保険は積立タイプの保険で、満期時に満期返戻金のお支払いがありました。が、からだの保険は積立タイプのプランを設けておりませんので、満期時の満期返戻金のお支払いはありません。
保険期間	積立傷害保険は保険期間5年でしたが、からだの保険は原則1年です。

変更項目	概要
保険料払込方法	からだの保険では、保険料の払込みがキャッシュレスになります。 <主な払込方法> 金融機関での口座振替による払込み(一時払・月払)、クレジットカードによる払込み(一時払・月払)、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票による払込み(一時払)、請求書(銀行等での振込み)による払込み(一時払)
被保険者の範囲	からだの保険では、本人型、夫婦型、家族型、家族型(配偶者不担保)から選択可能です。
職種級別料率の廃止	ファイン(積立普通傷害保険)では、保険の対象となる方ご本人(保険証券の本人欄記載の方)の職業によって、保険料が異なりましたが、からだの保険は職業に関係なく、同一の保険料となります。
後遺障害保険金の支払限度額の改定	積立傷害保険では、後遺障害保険金は同一保険年度を通じて合算して保険金額を限度としていましたが、からだの保険では、1回の事故ごとに保険金額を限度にお支払いします。
保険金額の設定方法の変更	からだの保険では、設定可能な保険金額のパターンの簡素化や、保険金額の設定単位を上げます(積立傷害保険で1,000円単位としていた死亡・後遺障害保険金額の設定単位をからだの保険では10万円単位に変更する等)。 また、傷害補償等の保険金について、お引受けできる保険金額の最低額を設定します。
一時金払保険金の新設	からだの保険では、ケガにより入通院をされた日数に応じて以下の給付金をお支払いする一時金払保険金のお引受けが可能です。 ・通算5日以上の場合:入院給付金(ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍) ・通算4日以内の場合:治療給付金(1万円)
「みなし通院」の補償の縮小	実際に通院していない場合であっても、ギブス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、からだの保険では対象となるケガの内容を、約款所定の部位の骨折に限定します。(積立傷害保険で対象としていた、脱臼、靭帯損傷等については、「みなし通院」の対象外となります。)
個人賠償責任に関するサービス・保険金額の拡大	からだの保険では、国内の損害賠償事故について、示談交渉サービスを実施します。 また、引受限度額について、国内無制限でのお引受けを可能とします。
携行品特約販売停止	からだの保険では、携行品特約を販売していません。
各種サービスの提供	からだの保険では、デイリーサポートに加えて、メディカルアシスト、事故防止アシストを提供します。
更新手続きの簡素化(自動更新化)	からだの保険は、原則自動更新です。 ※からだの保険として初めて更新を迎える2017年10月1日以降の更新契約から自動更新されます。(保険期間1年未満契約、質権が設定された契約等は自動更新されません。)

このご案内は、新積立傷害保険(ファイン・積立交通傷害保険)販売停止のご案内、および2016年10月1日以降始期契約のトータルアシストからだの保険(傷害定額)の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、「ご契約のしおり(約款)」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

以上

取扱代理店 (株)倉島商店 保険課 (所在地)〒960-0113 福島県福島市北矢野目字原田 67-20 (TEL)024-552-2284 (FAX)024-552-2290 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当: 福島支社 (所在地)〒960-8041 福島県福島市大町 7-3 福島センタービル 4F (TEL)024-523-1161 (FAX)024-523-5715
